

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
後納郵便	契約担当役 安齋俊彦 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	平成23年4月1日	郵便事業株式会社 東京都千代田区霞が関1-3-2	会計規程第25条第1項 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は、同社しかいないため随意契約したものである。	14,342,825	14,342,825	100.00%	-	
後納郵便	契約担当役 安齋俊彦 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	平成23年4月1日	郵便事業株式会社 東京都千代田区霞が関1-3-2	会計規程第25条第1項 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は、同社しかいないため随意契約したものである。	2,027,930	2,027,930	100.00%	-	
後納郵便	契約担当役 安齋俊彦 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	平成23年4月1日	郵便事業株式会社 東京都千代田区霞が関1-3-2	会計規程第25条第1項 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は、同社しかいないため随意契約したものである。	5,378,340	5,378,340	100.00%	-	
事務所等賃貸借	契約担当役 安齋俊彦 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	平成23年4月1日	金沢中央ビルディング株式会社 石川県金沢市丸の内4-12	会計規程第25条第1項 すでに当該場所を事務所等として利用し、業務を継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。	30,000,000	賃料 1,667,746円/月 ほか	100.00%	-	単価契約 総支払予定額 30,000,000円
事務所賃貸借	契約担当役 安齋俊彦 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	平成23年4月1日	関電不動産株式会社 京都府京都市下京区塩小路通烏丸西入東塩小路町614	会計規程第25条第1項 すでに当該場所を事務所として利用し、業務を継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。	契約当事者間の約定により非公表	契約当事者間の約定により非公表	---	-	
事務所賃貸借	契約担当役 安齋俊彦 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	平成23年4月1日	中央三井信託銀行株式会社 東京都港区芝3-33-1	会計規程第25条第1項 すでに当該場所を事務所として利用し、業務を継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。	3,700,000	賃料 211,756円/月 ほか	100.00%	-	単価契約 総支払予定額 3,700,000円
事務所清掃	契約担当役 安齋俊彦 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	平成23年4月1日	ファースト・ファンリティーズ・ウエスト株式会社 大阪府大阪市中央区本町4-4-24	会計規程第25条第1項 契約相手方が共用部分や他社の持分を含む事務所ビル全体の清掃を行うこととされているため随意契約したものである。	6,715,020	6,715,020	100.00%	-	
事務所清掃	契約担当役 安齋俊彦 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	平成23年4月1日	中部ビル管理株式会社 石川県金沢市片町2-2-15	会計規程第25条第1項 契約相手方がビル全体の清掃を行うこととされているため随意契約したものである。	1,950,000	清掃費 156,345円/月 ほか	100.00%	-	単価契約 総支払予定額 1,950,000円
登記情報サービスの利用	契約担当役 安齋俊彦 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	平成23年4月1日	財団法人民事法務協会 東京都千代田区神田淡路町2-8-5	会計規程第25条第1項 機構業務の実施にあたり当該情報が必要であり、当該情報を提供することが可能な者から提供を受ける必要があるため同協会と随意契約したものである。	1,300,000	利用料金 397円/件ほか	100.00%	0	単価契約 総支払予定額 1,300,000円
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 安齋俊彦 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	平成23年4月5日	大阪法務局 大阪府大阪市中央区谷町2-1-17	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	1,155,000	1,155,000	100.00%	-	

(注)

会計規程第30条の2に基づく公表である。